

## 家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業者の確認について

## 1 小規模保育事業の概要について

待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすため、子ども・子育て支援新制度において新たに創設された地域型保育事業のうちの1類型で、地域型保育給付の対象となる事業です。

様々な事業形態から移行できることなどから、都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な保育の提供が期待されています。

- 対象年齢は0～2歳児
- 利用定員が6～19名までの比較的小規模な保育
- 3つの区分があり、資格要件などが異なります。

A型：保育従事者数のうち全員が保育士（利用定員6～19名） ⇒ 今回の整備予定区分

B型：保育従事者数のうち1/2以上が保育士（利用定員6～19名）

C型：保育従事者は家庭的保育者（利用定員6～10名）

子ども・子育て支援法第31条第2項により、市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聴かなければならないこととされていることから、次の施設について、利用定員の設定について、ご意見をお聴かせください。

## 2 意見聴取の根拠法令

## (1) 地域型保育事業の設置認可

市長は、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつては、その意見を聴かなければならない。（改正児童福祉法第34条の15第4項）

## (2) 確認に係る利用定員の設定

市長は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第77条第1項の審議会の意見を聴かなければならない。（子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項）

## 3 認可及び給付対象施設の確認にあたっての考え方

## (1) 子ども・子育て支援事業計画との関係

入間市子ども・子育て支援事業計画での幼児期の学校教育・保育施設における「計画期間における量の見込みと確保の内容」及び「各事業における確保の内容」を踏まえ、認可及び確認をします。施設の申込状況等も勘案し、供給過剰である場合など施設設置の受給調整が必要な場合などは、認可及び確認をしないことができます。

## (2) 法令等との関係

「入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において定めた基準を満たす事業を認可・確認します。基準を満たさない場合は認可または給付対象施設の確認、若しくは、その両方ができません。

#### 4 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

- ・入間市子ども・子育て支援事業計画では、3号認定（0～2歳）の確保の内容（提供体制）に不足がある状況です。

#### 5 待機児童への影響

- ・令和7年4月1日の待機児童数は、17名（全て2歳未満）であり、今回の新設により、3号認定（0～2歳）の定員の拡充（+12名）が図られます。

#### 6 新規設置予定施設概要

項目	申請者	適合	認可基準等
事業所名	ひまわり保育園 ジョンソントウン園	—	—
設置者	りあんRIAN株式会社	—	—
所在地	入間市東町1丁目2-6 3711平成ハウス13号	—	—
事業開始予定 年月日	令和8年1月（予定）	—	—
開所時間	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:30 日・祝日・年末年始は休所	—	—
利用定員	0歳児:3人 1歳児:4人 2歳児:5人 計12人	○	0歳児～2歳児 6人～19人
保育従事者	常勤換算後人数5人 (常勤2人、非常勤6人)	○	【基準】 0歳児:3人につき1人 1・2歳児:6人につき1人 上記合計+1人 【必要人数】 $1/3 \times 3人 + 1/6 \times 9人 + 1人$ $= 3.6人 \approx 4人以上$
保育士	常勤換算後人数5人 (常勤2人、非常勤6人)	○	【基準】 すべて保育士 【必要人数】 5人以上
乳児室面積	17.3285㎡	○	【基準】 0・1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】 9.9㎡以上

保育室面積	31.0088 m <sup>2</sup>	○	【基準】 1歳児1人につき3.3 m <sup>2</sup> 2歳児1人につき1.98 m <sup>2</sup> 【必要面積】 3.3 m <sup>2</sup> ×4人+1.98 m <sup>2</sup> ×5人 =23.1 m <sup>2</sup> 以上
屋外遊技場	富士見公園 33,215.71 m <sup>2</sup> (代替地)	○	【基準】 2歳児1人につき3.3 m <sup>2</sup> 【必要面積】 3.3 m <sup>2</sup> ×5人=16.5 m <sup>2</sup> 以上
耐震基準	新耐震基準 (平成19年建築確認)	○	新耐震基準を満たしている必要あり (昭和56年5月31日以前に建築確認 が完了した建物の場合は要耐震改修)
給食提供	自園調理 (調理員2人)	○	自園調理又は搬入施設(連携施設、同 一法人、社会福祉施設等)
連携施設	あけぼの保育園	○	連携協力を行う保育所や幼稚園等を確 保しなければならない。(5年間の経過 措置あり)

# 案 内 図

